

奥村あきこ レポート



奥村あきこ事務所 中央区月島1-24-2
電話 3531-7136
区議団控室 電話 3546-5575
中央地区委員会 電話 3551-6820



ブログもご覧ください 『奥村あきこ』 で検索！

個人情報漏えい、プライバシー侵害… 問題山積 マイナンバー制度は凍結・中止を

区民のためにならない
議案にはきっぱりノー

9月16日～10月16日まで開か
れた区議会第三回定例会で、区
長提出議案16件の採決が行われ、
日本共産党区議団は、その内5
件に反対しましたが、全て可決
されました（下記参照）。

他党派は全ての議案に賛成し
ました。

マイナンバーを望まない

区民にも手数料徴収は問題

私は、所属する区民文教委員
会に付託された「議案第75号中
央区事務手数料条例の一部を改
正する条例」に対し、反対意見
を述べました。

この議案は、マイナンバーの
通知カード及び個人番号カード
の再交付に係る事務手数料の額
を通知カードは500円、個人
番号カードは800円と定める

【区長提出議案】 ×印に党区議団は反対

- × 平成27年度中央区一般会計補正予算【マイナンバー制度実施準備・自転車一時利用駐輪場の整備費用などを計上。問題の多いマイナンバー制度の凍結を求め反対】
- 平成27年度中央区介護保険事業会計補正予算
- 基本構想の議会の議決に関する条例（新規）
- 基本構想審議会条例（新規）
- 個人情報保護に関する条例の一部改正
- × 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新規）【マイナンバー制度の実施に伴い、区が管理している個人情報マイナンバーに一元化し、利用できるようにするための新規条例。情報漏えいの危険性などから反対】
- 月島第三小学校等複合施設増築及び大規模改修工事（建築工事） 請負契約・（機械設備工事） 請負契約・（電気設備工事） 請負契約
- 橋梁長寿命化修繕工事（采女橋・祝橋） 請負契約
- × 事務手数料条例の一部改正【マイナンバーの通知カード・個人番号カードの再発行手数料を定める。国民の理解が得られていないマイナンバー制度で、カード紛失などによる再発行時に手数料をかけることに反対】
- 女性福祉資金貸付条例の一部改正
- 難病患者福祉手当条例の一部改正
- × 自転車の放置防止に関する条例の一部改正【一時利用駐輪場の利用料金を定める条例改正。区民の合意を得ないまま駐輪場有料化をすすめたこと自体が問題だとして反対】
- 借上住宅条例の一部改正
- × 平成26年度中央区各会計歳入歳出決算の認定について【2016年度の予算執行が適正かどうか審査し、問題点を指摘して反対】

ものです（初回の交付手数料は国庫補助対象として無料）。

マイナンバー制度は、行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる半面、国民には税の徴収強化や社会保障給付削減が押し付けられることに加え、個人情報 の固まりであるマイナンバーが外部に漏れ出し悪用される危険性とプライバシー侵害の危険性まで負わされることとなります。

個人番号カードは任意発行ですが、通知カードについてはマイナンバー制度を望まない区民に対して、一方的に通知カードが送付され、望んでいないカードにも関わらず、紛失した際には再交付の手数料500円を支払わなくてはならないということとは問題だと考え、反対しました。【反対意見の全文は区議団HPをご覧ください】

教員減が大問題の新たな「特別支援教室」制度

障害児教育の後退とまらない対策を

11月10日、区民文教委員会が開かれ、新制度「特別支援教室」の実施が報告されました。

東京都は、来年度からの3カ年で、現在の「通級指導学級」（発達障害、情緒障害など）を、新たに「特別支援教室」として、全公立小学校に導入します。

中央区では、現在、京橋築地

マイナンバーの「通知カード」 郵送時期を変更

マイナンバーの「通知カード」は、当初、10月中旬から各世帯に簡易書留で郵送されることになっていましたが、郵送開始日が変更され、11月14日（土）から順次郵送開始となることになりました。

誤配送の問題や、マイナンバー詐欺なども発生しており、全国で混乱を招いています。

小、有馬小、月島第一小の3校に「通級指導学級」が設置されており、他の学校からも児童が通っていますが、2018年度には全12校に「特別支援教室」が設置されることとなります。

担当教員が12人→7人に減

現在の児童数で計算すると、現行では12人配置されている通級指導学級の担当教員が、新制度では「巡回指導教員」という名称に変わり、計算方式も変えられ、7人に減ってしまいます。

新たな制度で「特別支援教室専門員」（非常勤）が各学校に週4日配置されることになるものの、都資料では「巡回指導教員や在籍学級担任等との連絡調整及び教材の作成、児童の行動観察など」が役割で、指導を行

うわけではなく、教員資格も必要ありません。

実際に指導を実際に
行なう教員の数が減らされることは、特別支援教育の後退といえます。

また、各学校ごとに教室がつくられることになると、泰明小、明正小など対象児童が一人しかいないような小規模校では、コミュニケーション能力を高めるための指導など、集団の中でこそ促される発達指導をどう実践するのかという課題もあります。

区独自に柔軟な対応を

「巡回指導教員」の巡回日数等は、学校及び区教育委員会が決定することになります。

保護者や教員などの声をよく聞き、区独自の教員加配など柔軟に対応するよう求めました。

